

特集

令和7年度税制 改正大綱の概要

税理士・税理士法人大手町トラスト代表社員：飯守 一文

目	次
はじめに.....6	(1) 個人所得課税のあり方.....13
1 基本的考え方.....7	(2) 子育て世帯への支援.....14
2 成長型経済への移行.....7	(3) 経済のグローバル化・デジタル化 への対応.....15
(1) 物価調整局面における税負担の調 整及び就業調整への対応.....7	5 防衛力強化に係る財源確保のための 税制措置.....16
(2) スタートアップへの投資促進や「資 産運用立国」の実現に向けた環境整 備.....11	6 その他の改正項目.....16
3 地方創生や活力ある地域経済の実現.....12	(1) 受益者等の存しない信託である法 人課税信託に受益者等が存すること となった場合の所得金額の計算.....16
(1) 地域経済を支える中小企業の取組 みを後押しする税制等.....12	(2) 退職所得控除額の調整規定の見直 し.....16
(2) 企業版ふるさと納税制度（地方創 生応援税制）.....13	(3) 相続税の物納制度.....17
(3) 地方税.....13	むすびに.....17
4 経済社会の構造変化を踏まえた税制 の見直し.....13	

はじめに

令和7年度与党税制改正大綱（以下「大綱」という。）が令和6年12月20日にとりまとめられた。今回は、10月の衆議院議員

総選挙を経て自民・公明両党が少数与党に転じる中、国民民主党が主張する所得税非課税枠「年収103万円の壁」の103万円から178万円への引上げが改正論議の中心となり、調整が難航した末に大綱が取りまとめ

られるという異例の展開を辿った*¹。

議論本格化前に主な論点と目されていたのは、国民民主党の主張する「103万円の壁」及びガソリン減税（旧暫定税率の廃止）のほか、防衛費増税、中小企業税制、個人型確定拠出年金、高校生の扶養控除、住宅ローン減税、退職金課税、企業版ふるさと納税、特定自治体への利子所得に係る地方税収偏在の是正、インバウンド向け免税制度等であり*²、改正メニューは概ね大綱に結実したものの、来る通常国会において令和7年度予算案・税制改正関連法案が政府案どおりに来年3月末までに成立するかどうかは予断を許さない状況にある。

以下、大綱「税制改正の基本的考え方」に沿って主要な改正項目を概観する。

1 基本的考え方

税制改正の骨子は次の6項目である。

- ① 成長型経済への移行
 - ② 地方創生や活力ある地域経済の実現
 - ③ 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し
 - ④ 自動車関係諸税の総合的な見直し
 - ⑤ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
 - ⑥ 円滑・適正な納税のための環境整備
- これらは持続的な経済成長、賃金と物価

の好循環の実現、活力ある社会、安全保障の強化等の諸課題に取り組んでいくための税制パッケージと位置付けられる。

なお、④については、中長期的な視点から総合的に検討し見直しを行うこととされた。

2 成長型経済への移行

(1) 物価調整局面における税負担の調整及び就業調整への対応

イ 改正内容

(イ) 所得税の基礎控除

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下の個人の基礎控除額が10万円引き上げられる〈令和7年分から適用〉。

現行の控除額は48万円で、合計所得金額が2,400万円超から50万円刻みで上がるごとに通減し2,500万円超で消失する（32万円→16万円→0円）ところ、改正後の控除額は58万円（10万円増）で、合計所得金額が2,350万円超から50万円刻みで上がるごとに通減し2,500万円超で消失する（48万円→32万円→16万円→0円）。

(ロ) 給与所得控除

給与所得控除について、現行55万円の最低保障額が65万円に引き上げられる〈令和7年分から適用〉。

*¹ この間の主な経緯は次のとおりである（一部は新聞報道に基づく）。

11月21日 自民党税制調査会幹部による非公式会合

11月22日 総合経済対策（閣議決定）において「103万円の壁」について「令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる」旨明記

11月25日 自民・公明各党の税制調査会総会開催

12月11日 自民、公明、国民民主3党の幹事長が「103万円の壁」について、「国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる」ことで合意

12月12日 令和6年度補正予算案を衆議院において可決（12月17日に参議院において可決・成立）

12月17日 3党税調会長協議で国民民主党が協議打ちりの意向を表明

12月20日 3党幹事長が11日合意内容実現に向けた協議を確認。大綱決定

*² R6.11.22日経新聞「税制改正の議論始動」

上記(イ)と併せて、税収の壁とされる103万円（基礎控除48万円＋給与所得控除55万円）が123万円（基礎控除58万円＋給与所得控除65万円）に20万円引き上げられる。

(ハ) 特定親族特別控除

居住者と同一生計の19歳以上23歳未満の親族等（合計所得金額123万円以下）で控除対象扶養親族に該当しないものがある場合に、最高63万円を控除する特定親族特別控除が新設される。控除額は特定扶養控除額（一般扶養控除38万円と上乘せ分25万円の合計）と同額であるが、親族等の合計所得金額（58万円超、123万円以下）に応じて逡減・消失する〈令和7年分から適用〉。

親族等の収入が123万円（合計所得金額58万円）までは扶養控除、それを超えると特定親族特別控除が適用される仕組みは、配偶者控除・配偶者特別控除の仕組みと同じである。この改正により、大学生年代の子等の収入の上限が103万円（合計所得金額48万円）から150万円（合計所得金額85万円）に引き上げられ（特定親族特別控除の満額63万円が適用される）、更に、188万円（合計所得金額123万円）まで、逡減された特定親族特別控除を受けられることとなる。

(ニ) 上記(イ)から(ハ)までの見直しに伴う措置

例えば、配偶者控除における同一生計配偶者の合計所得金額要件は基礎控除と同額の48万円とされている。このため、上記の見直しに連動して次の改正が行われる〈令和7年分から適用〉。

- ・ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引上げ
- ・ ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引上げ
- ・ 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引上げ
- ・ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円（現行：55万円）に引上げ

(ホ) 個人住民税

給与所得控除の見直し、大学生年代の子等に関する特別控除の創設並びに扶養親族及び同一生計配偶者等の合計所得金額に係る要件の引上げについて所得税と同様の改正が行われる（基礎控除の引上げは含まれない。）〈令和8年度分から適用〉。「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案した結果であるとされている。

□ 税務上の論点・留意点

「103万円の壁」を巡る令和7年度税制改正プロセスは、少数与党の下、政治的駆け引きとして行われた特異なもので、恒久減税の財源論や物価上昇率と最低賃金の伸び率のいずれを引上げ幅の参考にするかが専ら議論された模様である。

しかるに、基礎控除の実質的な改正は平成7年以来のことであり^{*3}、本来、政府税調等の場で所得控除や課税最低限のあり

^{*3} 平成6年度改正において、基礎控除が35万円から38万円に引き上げられ（平成7年分から適用）、平成30年度改正において、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ10万円振り替えられた（令和2年分から適用）。

方、最低生活費との関係、給与所得控除のあり方などの理論的な議論・整理が行われた上での政治決着という姿が望ましかった。スキップされた議論の穴を若干でも埋める趣旨で、重要と考えられる税務上の論点や留意点^{*4}について簡単にコメントする。

(イ) 課税最低限の意義と機能

所得税の「年収の壁」は、端的に言えば課税最低限の問題である。課税最低限は、基礎控除、配偶者控除・配偶者特別控除及び扶養控除の基礎的人的控除に、給与所得控除及び社会保険料控除を加えたものをいう。

その機能として、次の4点が挙げられている（昭和40年政府税制調査会答申）^{*5}。

- ① 所得のうち国民生活水準からみて通常必要とされる生計費に対応する部分を課税の対象外におくこと
- ② 所得税の納税者数を税務行政上処理可能な程度以内に保つこと
- ③ 税率とともに所得税の累進構造を形成し、所得の低い階層の累進度を緩和すること
- ④ 家族の構成内容、家族数等に応じて税負担に差等を設け応能負担に適合せしめること

以下、この4つの機能を手掛かりに考えてみたい。

(ロ) 課税最低限と憲法25条との関係

①については、課税最低限のあり方として、憲法25条の生活権を根拠とする最低限度の生活費を維持するのに必要な費用である「最低生活費」や、生活困窮者で保護を必要とする者に対する「生活保護法の基準額」との関係をどう考えるべきかや、これらと水準を合わせるべきか等が本質的な論点として重要である^{*6}。

(ハ) 課税最低限による負担軽減

課税最低限による負担軽減の方法として所得控除と税額控除のいずれを選択すべきか（所得控除方式では高額所得者ほど税負担軽減効果が大きくなる。）や、（米国等が採用しているような）物価スライド類似の仕組みをビルトインすべきか等の論点も重要となる。今回議論になった物価上昇率と最低賃金の伸び率の選択の問題は後者と関連する問題である。

(ニ) 所得を有する配偶者・扶養親族

「103万円の壁」には、(i)給与収入を得る配偶者や学生が1人の納税者として課税を受けないラインである「基礎控除と給与所得控除（最低保障額）の合計」と、(ii)給与所得者（夫・妻や親等）の被扶養者と認定されるラインである「配偶者控除や扶養控除を適用するための合計所得金額要件」の2つの問題が含まれている（現行制度では両者は一致）。

②の観点から、所得を有する配偶者や

^{*4} 給与所得者が配偶者・扶養親族について受ける扶養手当や、社会保険料を負担せずに保険給付を受けられる第3号被保険者の問題は、「103万円の壁」よりもより本質的な「年収の壁」問題である（そもそも配偶者に関しては配偶者特別控除の導入により所得税の壁は既に解消されている。）。これらについては年金制度改革の中で税制改正論議と並行して検討が行われている。また、制度のみならず、厚生労働省の「年収の壁・支援強化パッケージ」を含む政府施策による対応も重要である。

なお、公務員の配偶者に係る扶養手当は令和6年の人事院勧告・給与法等改正により廃止された（但し、子に係る手当は増額）。

^{*5} 政府税制調査会「昭和41年度の税制改正に関する答申及びその審議の内容と経過の説明（答申別冊）」（昭和40年12月）37頁

^{*6} 実際には、基礎的人的控除の引上げが追い付かず、昭和50年代以降生活保護基準額を下回っているとされる。

扶養親族を考える場合に、少額所得者の課税の範囲をどうすべきか（例えば、デ・ミニミスと位置付けて非課税枠を拡大/縮小する）という論点があるほか、家族の扶養に伴う担税力の低下を所得税の基本原則（応能負担）に照らしてどこまで考慮すべきかという論点も存在し得る。

今般の議論では、就業調整の観点から非課税枠を拡大することとされたが、平成5年政府税制調査会答申においては、「一定額以下の所得を有する配偶者等は自らは基礎控除の適用を受けて課税関係は生じない一方で、納税者の所得税額の計算上、更に配偶者控除等の適用が受けられることとなり、その意味でいわば二つの人的控除を享受することになっている」^{*7}という問題提起がされており、言わば基礎控除の二重取りとして、所得を有する配偶者等の基礎控除を認めない議論すらされていたわけであるが、この点について今回議論された形跡はなさそうである。

(ホ) 基礎控除は全員一律であるべきか

③の所得の低い階層の累進緩和については、昭和40年当時に比べて最高税率も税率構造も緩和されているため今日では問題になりにくく、むしろ所得が高い階層にとっての課税最低限のあり方について問題提起される場面が多い。基礎控除はかねて所得金額の如何を問わず全員一律であったが、平成30年度改正においては、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいとして、主要国で採用されている制度を参考に、所得金

額2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失する仕組みが導入された。逡減開始の水準が高く設定されているが、これは導入時の激変緩和のためであり、将来的に水準を更に下げることが想定されていた筈である。

今般の議論において、国・地方併せて7～8兆円の財源不足が生じることが見直しの障害とされたが、それに対処する手段の一つとして、所得がはるかに低い段階で基礎控除を逡減・消失させる制度を導入するという選択肢もあり得たのではないかと思われる。

(ヘ) 過去の改正との連続性

④の観点に加え、これまでの改正の経緯を踏まえると、今般の給与所得控除の引上げはこれまでの流れに全く逆行するものであった。平成26年度大綱において、「現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である」との基本的方向性が示され、同年度改正において、給与所得控除額の上限額の引下げが行われた。今回の改正では、今後、給与所得控除額を引き下げるのか、引き上げるのかの方針も示されず、ダッチロールと評されても仕方ない。所得税体系全体の中での再整理が必要であろう。

なお、給与所得控除は、サラリーマン税金訴訟の最高裁判決^{*8}において、概

^{*7} 政府税制調査会「今後の税制のあり方についての答申」（平成5年11月）23頁

^{*8} 昭和60年3月27日最高裁（大）判決・民集39巻2号247頁

算経費の控除、担税力の調整、捕捉率の調整及び金利調整という機能を有すると整理されており、給与所得控除の改正に当たってはこれとの整合性にも留意が必要である。

(ト) 小括

以上は「103万円の壁」問題を巡る論点の一部に過ぎないが、これらを含めた理論的・制度的な論点を現今の社会経済環境を踏まえて整理した上で、今回提起された、労働市場の需給逼迫対策や主婦・学生の就労促進という労働経済上の課題や、インフレ下での実質所得減に対応するための所得減税という経済・財政政策上の課題について議論するのが本筋であったと考える。

なお、制度変更に伴う税収の増減やそのための財源の議論は常に不可避であり、いくら理論的に望ましいからといって財政状況を見捨てて基礎的人的控除の水準を考えることはできない。今般、与党税制調査会は、野党から代替財源確保策が示されない中、この問題を物価調整と整理して決着させた^{*9}が、理念と財源の裏付けなき大型減税に与しなかったことは多としたい^{*10}。

(2) スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備

イ 投資促進に向けた環境整備～エンジェル税制

エンジェル税制^{*11}について、スタートアップへの再投資をより促進する観点から、譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度が創設され、再投資期間が延長される。

具体的には、令和8年1月1日以後に特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、その年において生じた特定株式控除未済額^{*12}がある場合に、所轄税務署長に対し、その年の前年分の所得税額のうち当該特定株式控除未済額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとされる。

他方、所得税の暦年課税の例外となる極めて異例な措置であること等も踏まえ、再投資非課税措置については、株式を取得した年の翌年末までに当該株式を売却した場合には課税を行うこととされる。

ロ 「資産運用立国」の実現に向けた環境整備～NISAの見直し

NISA（非課税口座内の少額上場株式等

^{*9} 本年度大綱においては、「上記の所得税及び個人住民税の見直しについては、デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除や給与所得控除の最低保障額が定額であることに對して物価調整を行うものであることを踏まえて、特段の財源確保措置を要しないものと整理する。仮に今後、これを超える恒久的な見直しが行われる場合の財政影響分については、歳入・歳出両面の取組みにより、必要な安定財源を追加的に確保するための措置を講ずるものとする。」とされている。

^{*10} 政府税制改正大綱（令和6年12月27日閣議決定）によれば、令和7年度税制改正による国税の減収見込額（防衛増税分を含まない。）は、全体で平年度6,610億円、初年度6,800億円で、そのうち所得税の税負担調整等によるものは、平年度5,830億円、初年度6,750億円となった。

^{*11} 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例をいう。

^{*12} その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額と上場株式等に係る譲渡所得等の金額との合計額が、その年中に払込みにより取得をした特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額のうち、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式に係る控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額に相当する金額をいう。

に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)について利便性向上の観点から見直しが行われる。具体的には、NISAのつみたて投資枠について、上場投資信託(ETF)の最小取引単位の見直し(1千円から1万円に引上げ)を通じて多様な商品の提供が可能となることにより、投資初心者に適した指数連動型のETFを購入しやすい環境が整備される。

また、金融機関変更時の即日買付を可能とし、口座開設から運用開始までの期間の短縮を図る改正が行われる。

3 地方創生や活力ある地域経済の実現

(1) 地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制等

イ 中小企業関係税制

売上高100億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度)が拡充され、同税制の適用期限が2年延長される。具体的には、特定経営力向上設備等の適用要件の見直し(売上高100億円超を目指すための要件(経営規模拡大要件)^{*13}の追加、同要件を満たす場合における収益力強化設備(B類型)の対象資産への建物の追加等)などが行われる。

また、上記設備について、普通償却限度

額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の7%の税額控除との選択適用ができることとされる^{*14}。

中小企業投資促進税制についても、適用除外対象者の判定方法を見直した上で、適用期限が2年延長される。

ロ 中小企業者等の法人税率の特例

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長される。

- ・ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%(現行:15%)に引き上げる。
- ・ 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

ハ 法人版事業承継税制(特例措置)

法人版事業承継税制(特例措置)は、後継者である受贈者・相続人等が、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合に、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予し、後継者の死亡等により納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度である。平成30年1月から令和9年12月までの10年間は特例措置が設けられており、昨年度改正において、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末まで2年延長された。

今回、贈与税の納税猶予の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前に

^{*13} 経営規模拡大要件には、基準事業年度(経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度)の売上高が10億円超90億円未満であること、売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること、売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること等が含まれる。

^{*14} 上記設備のうち建物及びその附属設備については、特別償却額の上限が取得価額の15%又は25%、税額控除の上限が取得価額の1%又は2%となる。また、税額控除率は、一定の中小企業者等が取得等をする上記設備(建物及びその附属設備を除く。)については10%となる。

において（現行：贈与の日まで引き続き3年以上）特例認定贈与承継会社の役員等であることとされ、個人版事業承継税制における事業従事要件についても同様の見直しが行われる〈令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用〉。

なお、「本措置は、……極めて異例の期限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない」と再度明記された。

おって、今後、非上場株式の相続税評価のあり方について見直しが行われる可能性があることにも留意が必要である^{*15}。

(2) 企業版ふるさと納税制度（地方創生応援税制）

企業版ふるさと納税制度（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度）について、関係法令等が改正され、一定の運用是正措置が講じられることを前提に、その適用期限が3年延長される。

(3) 地方税

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むとされる。特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割について、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰

属との乖離が拡大していることから、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得るとされている。

4 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(1) 個人所得課税のあり方

イ 私的年金等に関する公平な税制のあり方～確定拠出年金制度等の見直しに伴う税制上の措置

老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について次の見直しが行われた後も、現行の税制上の措置が適用される。

会社員の拠出限度額については、①企業年金なし、②企業型確定拠出年金（DC）^{*16}のみ加入、③DC及び確定給付企業年金（DB）に加入している者のいずれも、個人型確定拠出年金（iDeCo）との合計で月額6.2万円に引き上げられ、④公務員も同様となる。①については現行の月額2.3万円から3.9万円、②～④については、現行の月額5.5万円から0.7万円の増額となる。iDeCo単体の上限（月額2.0万円）は撤廃される。

自営業等国民年金のみの場合は、国民年金基金の拠出額との合計で、拠出限度額が現行の月額6.8万円から月額7.5万円に0.7万円引き上げられる。

^{*15} 会計検査院は、「令和5年度決算検査報告の概要」（令和6年11月6日）595頁において、「国税庁において、相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について、異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要である。」と指摘した。

^{*16} DCについて、事業主の掛金拠出に加えて加入者の掛金拠出を認める「マッチング拠出」が認められているところ、今回の改正で、加入者掛金の金額が事業主掛金の金額を超えないこととする要件は廃止される。

また、これまで制度の対象外であった60歳以上70歳未満で一定の者が新たに対象とされる（拠出限度額は月額6.2万円）。

政府として「資産運用立国」を掲げ、改正で先行するNISAの口座数が令和6年9月末で2,500万口座を超え累計買付額も49兆円超となる中、掛け金が所得税の控除対象となり運用益も非課税となる優遇措置が講じられているiDeCo等の大幅な利用拡大を狙うものであろう（上記2(2)口にも位置付け）が、柳の下にいつも泥鰌がいるとは限らない。確定拠出年金について、加入率が3分の1以下にとどまる、拠出限度額の近くまで拠出している者の割合が低い、高所得者ほど利用者が多く拠出額も多いなどの課題もあり、年金制度改革の中で十分検討される必要がある。

口 公的年金等に関する公平な税制のあり方

公的年金について、在職老齢年金制度の見直しが行われた場合には、公的年金収入が増加する者にはその年金収入の増加と併せて手取りが減少しない範囲で、また、見直しによって年金収入に変化がない者については影響が生じない形で、税負担額の調整を行う。具体的には、給与所得控除と公的年金等控除の合計額の上限を280万円とすることとし、在職老齢年金制度の見直しの帰趨を踏まえ、令和8年度税制改正において法制化を行うとされている。

なお、年金制度改革の中で、在職老齢年金制度の見直しと併せて標準報酬月額の上限引上げも検討されているため、受給額と保険料の増額がセットになる可能性もある点に留意する必要がある。

ハ 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和8年分の所得税及び令和9年度分の個人住民税は現行制度を維持し、その見直しについては、児童手当をはじめとする子育て関連施策との関係、所得税の所得再分配機能等の観点や令和6年度大綱で示した考え方を踏まえつつ、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し、結論を得るとされている。

(2) 子育て世帯への支援

イ 子育て支援に関する政策税制

子育て世帯等に対する、①住宅ローン控除の拡充、②住宅リフォーム税制の拡充、及び③生命保険料控除の拡充について、上記(1)ハの高校生年代の扶養控除の取扱いを踏まえてそのあり方を検討するが、1年間の時限的な措置として次のとおり対応することとされた^{*17}。

(イ) 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和6年限りとされた上乗せ措置を令和7年限りの措置として講じ、子育て特例対象個人（子育て世帯及び若者夫婦世帯）における借入限度額について、新築等の認定住宅5,000万円、ZEH水準省エネ住宅4,500万円、省エネ基準適合住宅4,000万円とされる〈令和7年中の入居分に適用〉。また、認定住宅等の新築等に係る床面積要件の緩和措置（合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩

^{*17} 令和6年度大綱においては、①～③について令和7年度改正において検討し結論を得るものの、①及び②について令和6年限りの措置として先行的に対応することとされた。

- 和)が講じられる〈令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用〉。
- (ロ) 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

令和6年限りとされた特例措置を令和7年限りの措置として講じ、既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て特例対象個人が行う一定の子育て対応改修工事(住宅内における子どもの事故を防止するための工事等)が対象に追加され、標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額がその年分の所得税の額から控除される〈令和7年中の入居分に適用〉。

- (ハ) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

令和8年分所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられる。

なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更されない。また、一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外されないこととされた。

□ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和5年度大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にある一方、現在、令和6年5月に

閣議決定された「こども未来戦略方針」の集中取組期間(令和8年度まで)の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にあることから、本措置の適用期限を2年延長することとされた。

(3) 経済のグローバル化・デジタル化への対応

イ 新たな国際課税ルールへの対応

デジタル課税に係る国際合意の実施に向け、グローバル・ミニマム課税(第2の柱)のうち、令和5年度改正で措置された所得合算ルール(軽課税国の子会社等の所得を親会社等の所在地国で最低税率までトップアップ課税)に続き、令和7年度改正において、軽課税所得ルール(所得合算ルールによる課税が行われない場合のバックストップとして、子会社等所在地国で課税)及び国内ミニマム課税(自国に所在する事業体の実効税率が最低税率を下回る場合に、自国で最低税率までトップアップ課税)が導入される。

ロ 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制等について、外国関係会社の課税対象金額等をその内国法人の所得の金額の計算上、益金の額に算入する時期を、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月(現行:2月)を経過する日を含むその内国法人の各事業年度とする(企業の事務負担を考慮)等の見直しが行われる〈内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限る。)について適用〉。

ハ 外国人旅行者向け免税制度の見直し

外国人旅行者向け免税制度は、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきたが、本制度の不正利用が横行していることを踏まえ、出国時に持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、確認後に免税店から外国人旅行者に消費税相当額を返金するリファンド方式に見直すこととされた。なお、外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減のため、一定の措置を講じることとされた〈令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用〉。

5 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、令和5年度大綱等の基本的方向性により検討された結果、以下の措置を講じることとされた。

法人税については、法人税額に対し、税率4%の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）が創設される。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円が控除される〈令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用〉。

所得税については、引き続き検討が行われることとされた。

たばこ税については、加熱式たばこについて、課税方式を重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とする等の見直しが行われる〈令和8年4月及び同年10月に2段

階で実施〉。その上で、国のたばこ税率が、3段階で、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ1本当たり0.5円ずつ引き上げられる。

6 その他の改正項目

(1) 受益者等の存しない信託である法人課税信託に受益者等が存することとなった場合の所得金額の計算

受益者等の存しない信託である法人課税信託が、受益者等が存することとなったことにより法人課税信託に該当しないこととなった場合において、当該法人課税信託が特定法人課税信託^{*18}であるときは、その信託財産に属する特定株式については、当該特定株式をその該当しないこととなった時における価額により取得したものとみなして、当該受益者等の各年分の各種所得の金額を計算するものとし、当該特定株式のその時の直前の帳簿価額に相当する金額は、当該受益者等のその取得した日の属する年分の各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされた。

これは、法人課税信託において受益者等が指定され法人課税信託に該当しなくなった場合の受益者等に係る課税上の取扱いを利用した株式交付型スキームに対応するための改正である^{*19}。

(2) 退職所得控除額の調整規定の見直し

退職手当等（老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金）

^{*18} 信託財産に属する特定株式に係る発行人等（特定株式の発行人、当該発行人の役員等又は当該役員等と特殊の関係のある個人及び法人）が委託者となる受益者等の存しない信託である法人課税信託で、当該特定株式の発行人の役員等の勤続年数等を勘案して当該役員等が受益者等として指定されるものをいう。

^{*19} 「T&A master」1054号4頁

を除く。)の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、当該老齢一時金等について、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされる〈令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用〉。

老齢一時金の受給後10年以内に退職手当等を受給する場合に調整規定が適用されないというループホールを塞ぐための改正である。

(3) 相続税の物納制度

相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しを行うこととされた^{*20}。

むすびに

令和6年10月1日の第1次石破内閣発足後初めて与党大綱がとりまとめられた。政権の看板政策である地方創生に関しては、「新しい地方経済・生活環境創生会議」での検討が緒に就いたばかりで、大綱では中小企業税制・企業版ふるさと納税を除き地方税体系の見直し等の課題提起にとどまった。

税制改正の目玉が、前年度の定額減税に続き、今年度は所得税非課税枠引上げと、唐突感と違和感の拭えない項目であったことは残念で、また、この番狂わせの所為か、本年度大綱の各項目も前政権から引き継がれたものや来年度以降に先送りされるもの(本来、大綱の「検討事項」に記載されて然るべきもの)が目立ち肩透かし感も否定できない。しかし、全体的には、先送り分も含めて概ねon trackであり、肯定的に評価してよいのではないだろうか。



飯守 一文
(いいもり・かずふみ)

野村資産承継
研究所 顧問

◆経歴

1986年に国税庁に入庁後、国際調査管理官、国際業務課長、徴収課長、法人課税課長、沖縄国税事務所長等を歴任し、徴収部長を最後に2022年に退官。この間、筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授、税理士試験委員(国税徴収法、法人税法)を務めたほか、OECD(経済協力開発機構)や税務当局間の国際会議に参加。2022年9月、税理士法人大手町トラスト社員税理士(2023年1月から代表社員)、野村資産承継研究所顧問に就任。

◆共著

「移転価格税制の理論と実務」(大蔵財務協会)、「国際課税の理論と実務 73の重要課題」(同)、「国際課税ルールの新しい理論と実務—ポストBEPSの重要課題」(中央経済社)

◆論文・寄稿

「米国移転価格税制の検討と若干の提言」(筑波ロー・ジャーナル9号)、「OECD等におけるBEPS行動計画及び自動的情報交換に関する議論」(租税研究791号)、「欧州等における徴収共助」(同801号)、「EU VATを巡る諸課題: Rate StructureとExemptions」(同825号)、「デジタル課税の制度と執行を巡る議論」(同852号)ほか租税法学会、国際租税協会(International Fiscal Association (IFA))

◆所属学会

^{*20} 令和6年度大綱において、「いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をより的確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る」とされていた。